令和８年度みどり市中小企業向け SBT 認定取得支援事業補助金

補助金申請の手引

みどり市では、みどり５つのゼロ宣言を表明し、２０５０年までに温室効果ガス排出量をゼロにしていくことを目標にしています。目標達成に向け、温室効果ガス排出量の削減を推進する施策として、中小企業向け SBT 認定を取得する事業者に対し、その費用の一部を補助します。

この手引きは、補助金申請の手続きと、申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

補　助　金　の　概　要

■補助対象事業者

- 本社、主たる事業所等（以下「事業所」という。）を市内に置く法人又は市内に住所及び事業所を置く個人事業主であること
- SBTi の定義する中小企業向け SBT 認定の申請要件に該当していること
- 中小企業向け SBT 認定を取得していること
- 市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと

■補助対象経費設備と補助金額

補助経費	• 中小企業向け SBT 認定の取得に要した業務委託又はコンサルタントに係る費用 • 中小企業向け SBT 認定の取得に要した申請に係る費用
補 助 率	補助対象経費の２分の１
補助金額	上限３０万円

SCIENCE BASED TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

申請受付窓口・問い合わせ先

みどり市 市民部 SDGs 推進課 環境政策係 ☎0277-76-0985（課直通）
〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地 みどり市役所笠懸庁舎１階
メールアドレス：sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp



申請様式のダウンロードや予算残額の確認など詳細情報は、
みどり市ホームページでご確認ください。

みどり市
ホームページ

１．補助金交付までの手続きの流れ

SBT 認定の取得

●中小企業向け SBT 認定を取得します。

交付申請書の提出

●交付申請書に記入のうえ、必要な書類を添付し、SDGs 推進課へ郵送または窓口で提出してください。
※中小企業向け SBT 認定取得後、９０日以内の申請が必要です。

交付申請書の審査

●交付申請書及び添付書類の内容を審査します。必要に応じて電話での問い合わせや現地調査をすることがあります。

補助金決定通知

●申請内容に不備等なければ、補助金の交付決定通知を申請者の所在地又は住所に送付します。
（申請受付から１か月程度掛かることがあります。）

補助金の支払

●指定の口座に補助金を振り込みます。
（決定通知が届いてから２、３週間程度掛かります。）
※市では毎月 10 日・20 日・月末が支払日となります。
振込通知は行いませんので通帳記帳でご確認ください。

★注意事項★

●中小企業向け SBT 認定の取得後、９０日以内に交付申請いただけていない場合は、補助金の交付ができません。

●1 事業者につき 1 回限りの補助金交付となります。

●窓口へ持参する場合の受付窓口は笠懸庁舎 SDGs 推進課のみとなります。
大間々庁舎、東支所等別庁舎で受領することはできませんのでご注意ください。

●原則は書類の到着日を受付日とし先着順で受付し、予算の範囲内での受付となります。
（予算残額は市ホームページで随時更新していきます。）

2．補助対象者

補助対象となる方は以下を満たしている方です。

・市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等であること
・中小企業向け SBT 認定を取得していること
・SBTi※1の定義する中小企業向け SBT 認定の申請要件※2に該当していること
・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと
・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４に規定する一般競争入札への参加の制限又は同令第 167 条の 11 第１項に規定する指名競争入札への参加の制限をされていないこと
・みどり市請負業者等指名停止措置要綱(平成 18 年みどり市告示第 13 号)第２条又は第３条の規定による指名停止を受けている事業者ではないこと
・みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第２条第１号に掲げる暴力団又は同条第２号の暴力団員が関係する中小企業者等ではないこと

※1　SBTi とは

企業における SBT の設定を支援・認定する、世界自然保護基金（WWF)、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP)、世界資源研究所（WRI)、国連グローバル・コンパクトの４者からなる共同組織をいう。

※2　SBTi の定義する中小企業向け SBT 認定の申請要件

	対象となる中小企業が満たすべき要件
必須要件	**下記の５項目をすべて満たさなければならない** 1. Scope1 とロケーション基準の Scope2 の排出量合計が 10,000 tCO_2e 未満であること 2. 海運船舶を所有または支配していないこと 3. 再エネ以外の発電資産を所有または支配していないこと 4. 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されていないこと 5. 親会社の事業が、通常版の SBT に該当しないこと
追加要件	**上記の必須要件５項目に加え、以下の４項目のうち３項目以上を満たさなければならない** 1. 従業員が 250 人未満であること* 2. 売上高が 5,000 万ユーロ未満であること** 3. 総資産が 2,500 万ユーロ未満であること** 4. 森林、土地および農業（FLAG）セクターに分類されないこと

＊ 組織が雇用する全ての従業員数。パートタイマーの従業員を含む

** 申請を行う事業者が、新たな要件に準拠しているかの確認を行うために、収益と資産額を確認できる財務諸表の提出が必要

３．交付申請手続き

●申請期間

期間：**令和８年１０月１日（木）から令和９年２月２８日（日）まで**（土日祝祭日、年末年始を除く）

時間：**午前８時 30 分から午後５時 15 分まで**（土日祝祭日を除く）

※郵送の場合は、**令和９年２月２６日（金） 午後５時 15 分必着**

～注意～
- 受付期間中であっても申請額が予算に達した時点で受付を終了します。
- 申請期間までに申請書類一式が提出できない場合は、補助金を交付することができませんのでご注意ください。
- 申請書類に不備があった場合は、必要書類がすべて揃った段階での受付となります。

●書類提出

設備設置後に、交付申請書及び必要書類を添付し提出してください。

●提出場所

郵送の場合	窓口へ持参する場合
〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地 みどり市役所　SDGs 推進課　宛 ※封筒に「SBT 認定補助金申請書在中」と朱書きをしてください。	笠懸庁舎 SDGs 推進課 ※大間々庁舎及び東支所では書類を受け取ることはできません。

●書類作成に係る留意事項

- 振込に係る情報の訂正はできません（修正テープによる修正も不可です）。
  それ以外の訂正は、訂正箇所を二重線で消してください。
- 請負業者が作成した書類（見積書等）の訂正は、請負業者の印鑑にて押印し訂正してください。

４．補助要件及び補助金額

下記要件をすべて満たしている必要があります。

要件	補助金額
①中小企業向け SBT 認定を取得していること。 ②SBT 認定の取得日から起算して**９０日以内**の申請であること。 ③下記のいずれにも該当しないこと。 ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４に規定する一般競争入札又は同令第 167 条の 11 第１項に規定する指名競争入札への参加の制限がある事業者 ・みどり市請負業者等指名停止措置要綱(平成 18 年みどり市告示第 13 号)第２条又は第３条の規定による指名停止措置を受けている事業者 ・みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第２条第１号に掲げる暴力団又は同条第３号に掲げる暴力団員等である者	２分の１補助 上限３０万円 （例１） コンサル費用　50 万円 申請費用　30 万円 合計 80 万円の２分の１ ⇒40 万円 ⇒補助金額 30 万円 （例２） コンサル費用　20 万円 申請費用　20 万円 合計４０万円の２分の１ ⇒20 万円 ⇒補助金額２０万円

※補助対象経費には消費税は含まれないものとする。
※補助金額については、算出された額に１,０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

５．交付申請に必要な書類

★申請に必要な部数は『１部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、
必要な場合はあらかじめ「コピー」をお取りください。

番号	必要な書類	確認内容・備考	チェック
１	補助金交付申請書（様式第１号）	□申請者=領収書宛名となっているか。 □中小企業向け SBT を取得した日から起算して 90 日以内の申請であるか。 □補助金額の上限30 万円を超えていないか。 ※中小企業向け SBT 認定の取得に要した業務委託又はコンサルタントに係る費用＋中小企業向け SBT 認定取得に要した申請の費用の１/2 以内の額。	□
２	中小企業向け SBT 認定取得に係る申請書の写し	□中小企業向け SBT 認定取得に係る申請書の申請者名と補助金交付申請書（様式第１号）の申請者が同一か。	□
３	中小企業向け SBT 認定取得を証する書類の写し	□中小企業向け SBT 認定取得を証する書類の写しの認定者と補助金交付申請書（様式第１号）の申請者が同一か。	□
４	履歴事項全部証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書（控用）の写し	□発行日より３か月以内のものか。	□
５	業務委託等の契約書の写し	□業務委託契約書内の契約者と補助金交付申請書（様式第１号）の申請者が同一か。	□
６	領収書の写し（補助対象経費の支払を証する書類）	□領収書名と補助金交付申請書（様式第１号）の申請者	□
７	領収書の内訳明細	□中小企業向け SBT 認定の取得に要した業務委託又はコンサルタントに係る費用、中小企業向け SBT 認定取得に要した申請の費用が明確に記載されているか。 ※領収書だけでは、内訳が確認できる場合は、内訳明細が省略できます。	□
８	未納税額のないことの証明	□発行日より３か月以内のものか。	□
９	活動実態が確認できる書類の写し	□市内で１年以上継続して活動実態があることを確認できるか。 ※直近の事業年度分の決算書や確定申告書を提出ください。確定申告書を提出する場合、e-tax 受信通知や申告書等情報取得サービスによる提出事実が確認できるものを併せて提出ください。 ※開業して１年未満で上記書類が提出できない場合は、開業届及び月別の収支内訳書等の活動していることが確認できる書類を提出ください。	□
１０	補助対象事業者の預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号が分かる書類	□補助金交付申請書（様式第１号）の補助金振込先口座に記載した口座情報と相違ないか。	□
１１	その他市長が必要と認める書類	□上記書類のほかに審査に必要な資料を求める場合があります。必要な場合は個別にお知らせします。	□

7．様式の記入方法について

【みどり市中小企業 SBT 認定取得支援事業補助金交付申請書（様式第１号)】

様式第１号(規格 A4)(第５条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

みどり市長　〇〇　〇〇　様

申請者

本社所在地又は住所	みどり市〇〇町〇〇番地
商号又は名称	〇〇〇〇会社
代表者氏名	代表取締役　〇〇　〇〇
担当者氏名	〇〇　〇〇
担当者連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

みどり市中小企業向けＳＢＴ認定取得支援事業補助金交付申請書

みどり市中小企業向けＳＢＴ認定取得支援事業補助金の交付を受けたいので、みどり市中小企業向けＳＢＴ認定取得支援事業補助金交付要綱第５条第１項の規定により、次のとおり申請します。

1　交付申請額（例）

補助対象経費	(1)業務委託又はコンサルタント費用	５００，０００円(税抜)
	(2)申請費用	２００，０００円(税抜)
	合　計	７００，０００円(A)
交付申請額	３５０，０００　円 ※ (A) × 1/2(1,000 円未満切捨て)、上限 30 万円	

2　誓約事項　※□に✓を入れてください。

☑　本申請書及び全ての添付書類の記載内容について、事実と相違ありません。偽り等が判明した場合は、補助金の返還に応じます。

3　補助金振込先口座　※個人事業主の場合は代表者名義の口座、法人の場合は法人名義の口座に限る。

金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	0 1 2 3 4 5 6
ﾌﾘｶﾞﾅ	〇〇〇〇カイシャ　ダイヒョウトリシマリヤク　〇〇〇〇		
口座名義	〇〇〇〇会社　代表取締役　〇〇 〇〇		